

赤穂市監査委員公表第2号



監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

赤穂市監査委員 寺田 榮治  
同 榊 悠太

## 令和4年度財政援助団体等監査報告

### 1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 坂越漁港小型船舶係留施設  
指定管理者 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める  
会  
所 管 産業振興部 農林水産課
- (3) 監査の期間 令和4年8月20日から令和5年2月24日まで
- (4) 監査の範囲 令和2年度、令和3年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の  
事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

## 2 監査対象の概要

### (1) 指定管理者の概要

名 称	特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会
代 表 者	理事長 中 条 博 義
住 所	兵庫県西宮市西宮浜 1 丁目 4 6 番地 1 西宮ボートパーク内

### (2) 指定管理の内容

施 設 名	坂越漁港小型船舶係留施設		
所 在 地	赤穂市坂越 1 6 7 番地 4 地先		
指 定 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日 (なお、平成 3 0 年度から令和 2 年度についても指定管理者として指定を受けていた。)		
指 定 管 理 料	無 料 (令和 2 年度) 2 6 9, 4 0 0 円 (令和 3 年度)		
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況	令和 2 年度	令和 3 年度	
	収 入 5 5 0, 3 0 0 円	9 4 0, 9 0 0 円	
	支 出 9 1 8, 9 5 8 円	1, 0 9 9, 9 5 1 円	
	収 支 $\Delta$ 3 6 8, 6 5 8 円	$\Delta$ 1 5 9, 0 5 1 円	
利 用 実 績	在隻数		
	令和 2 年度	1 3 隻	
	令和 3 年度	1 1 隻	

### (3) 指定管理の業務範囲

- ア 施設の使用に関する業務
- イ 施設の運営に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ その他、施設の管理上、市長が必要とする業務

## (4) 収支状況

## ア 令和2年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
利用料収入	499,000	550,300	51,300
収入計	499,000	550,300	51,300
人件費	296,000	415,933	119,933
委託料	247,000	247,000	0
事務費	69,000	54,045	△ 14,955
消耗品費	4,000	3,605	△ 395
印刷製本費	5,000	2,377	△ 2,623
通信運搬費	60,000	48,063	△ 11,937
事業費	118,000	121,332	3,332
管理費	6,000	2,648	△ 3,352
光熱水費	3,000	1,191	△ 1,809
修繕料	3,000	1,457	△ 1,543
納付金	78,000	78,000	0
支出計	814,000	918,958	104,958
収支	△ 315,000	△ 368,658	△ 53,658

イ 令和3年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
指定管理料	269,400	269,400	0
利用料収入	498,600	671,500	172,900
収入計	768,000	940,900	172,900
人件費	296,000	437,030	141,030
委託料	252,000	247,000	△ 5,000
事務費	69,000	90,660	21,660
消耗品費	4,000	13,013	9,013
印刷製本費	5,000	9,703	4,703
通信運搬費	60,000	67,944	7,944
事業費	118,000	308,422	190,422
管理費	33,000	16,839	△ 16,161
光熱水費	3,000	3,804	804
修繕料	30,000	13,035	△ 16,965
納付金	0	0	0
支出計	768,000	1,099,951	331,951
収支	0	△ 159,051	△ 159,051

3 監査の結果

坂越漁港小型船舶係留施設の指定管理者である特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会における出納、その他関連する事務並びに所管部局である農林水産課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、以下のとおり改善を要する事項を記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

(1) 管理運営基準の執行管理について（意見）

施設の使用に関する業務のうち、利用料金の徴収において基準が曖昧なものが見受けられた。明確な基準に則った、より適正な事務執行となるよう改善されたい。